

秋田県立大学附属図書館時間外利用要領

令和3年4月1日
図書館長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県立大学附属図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第5条の規定に基づき、秋田県立大学附属図書館のうち、秋田キャンパス、本荘キャンパス及び大潟キャンパスの図書館（以下「図書館」という。）の開館時間外及び休館日における利用（以下「時間外利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 時間外利用をすることができる者は、秋田県立大学の教職員、学生及び連携協力協定社員とする。

(時間外利用の範囲)

第3条 時間外利用をすることができる範囲は、開架書架に配架している図書館資料の閲覧、自動貸出返却装置による図書館資料の貸出し及び返却並びにラーニング・コモンズ、グループ学修室、研究閲覧ブース、常設端末の利用とする。

(利用時間及び利用日)

第4条 時間外利用の時間及び利用日は、次のとおりとする。ただし利用要領第4条第三号の休館日は時間外利用を行わない。

秋田キャンパス	平日	授業期間	8:00～8:30 19:00～22:00
		試験期間	8:00～8:30 19:00～24:00
		休業日（春季・夏季・冬季）	17:00～22:00
		偶数月の末日	17:00～22:00
	土、日、祝日	授業期間・試験期間	9:00～21:00
		休業日（春季・夏季・冬季）	9:00～17:00
本荘キャンパス	平日	授業期間	8:00～8:30 19:00～23:00

本荘キャンパス	平日	試験期間	8:00～8:30 19:00～24:00
		休業日(春季・夏季・冬季)	17:00～23:00
		偶数月の末日	17:00～23:00
	土、日、祝日	授業期間・試験期間	9:00～21:00
		休業日(春季・夏季・冬季)	9:00～17:00
大潟キャンパス	平日	通年	17:00～22:00
	土、日、祝日	授業期間・試験期間	9:00～19:00
		休業日(春季・夏季・冬季)	9:00～17:00

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、同項の利用時間及び利用日を変更することがある。

(遵守事項)

第5条 時間外利用をする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 利用要領第20条の館内規律その他諸要領等に規定された事項
- 二 利用者本人の教職員証又は学生証を使用して所定の場所から入館及び退館すること
- 三 防災及び防犯に留意すること

(利用制限又は停止)

第6条 図書館長は、この要領に違反した利用者に対し、図書館の利用又は時間外利用を制限し、又は一定の期間その利用を停止することができる。

(時間外利用の制限)

第7条 図書館長が必要と認めたときは、この要領による時間外利用を制限することがある。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、時間外利用に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 秋田県立大学図書館時間外利用要領（平成18年4月1日施行）は、廃止する。